



第6号

平成27年 6月 25日

東ト協 適正化事業部

事業計画の変更・届出

今回は、事業計画の変更についてです。自動車車庫や休憩・睡眠施設の位置及び収容能力、事業用自動車の増減などに変更があった場合、貨物自動車運送事業法に基づく認可申請・届出を行ってください。

特にGマーク申請を予定されている事業所は、事業計画の変更がないか、運輸支局に届出している内容が実態と合致しているかをもう一度確認しましょう。

① 主たる事務所の名称または位置

営業所とは別に運送事業の経営管理を行う場所がある場合、その場所が主たる事務所となります。主たる事務所の変更があった際は、遅滞なく届出する必要があります。

② 営業所の名称または位置

営業所を地方運輸局長が指定する区域内において位置変更した場合、遅滞なく届出する必要があります。

また、指定区域外へ位置変更する場合や、新たに新設する場合は事前に認可を受ける必要があります。認可までには、通常1～2カ月程度かかります。

③ 営業所に配置する事業用自動車の種別及び数

車両数を変更する場合、増車・減車の実施前にあらかじめ運輸支局に書面を提出します。増車に伴って、車庫の収容能力の拡大が必要な場合、事前に車庫の収容能力を変更するための認可を受ける必要があります。

④ 自動車車庫の位置または収容能力

車庫の位置、収容能力を変更する際は、事前に認可を受ける必要があります。認可までには、通常1～2カ月程度かかります。

車庫が営業所に併設できない場合、営業所と車庫の距離は、営業所を特別区（東京23区）に設置する場合は20km以内、その他の地域（東京都内）に設置する場合は10km以内となります。

⑤ 乗務員の休憩・睡眠施設の位置または収容能

休憩・睡眠施設の位置、収容能力を変更する際は、事前に認可を受ける必要があります。認可までには、通常1～2カ月程度かかります。

⑥ 届出事項（事業者の名称、住所、役員など）

変更を行った際は、遅滞なく届出する必要があります。

代表権を有しない役員または社員に変更があった場合、前年7月1日から6月30日までの間における変更について、毎年7月31日までに届出する必要があります。

上記の項目を確認いただき、手続きがされていない場合、運輸支局に必要書面を提出し手続きを行ってください。

【添付書類一覧】

項目番号	添付書類
①②③	事業計画変更届出書（②は事後届の場合）
②④	行政処分を受けたことがない旨の宣誓書
②④⑤	事業計画変更認可申請書（②は事前認可の場合）
②④⑤	事業の使用権限を証する書面（不動産登記簿謄本、賃貸借契約書等）
②④⑤	都市計画法などの関係法令に抵触しない旨の宣誓書
②④⑤	営業所・車庫・休憩睡眠施設の案内図、見取図、平面（求積）図
④	道路幅員証明書等
⑥	施行規則第44条第1項の届出書
⑥	欠格事由に該当しない旨の宣誓書（役員変更の場合）

「事業計画変更認可申請書」「事業計画変更届出書」「施行規則第44条第1項の届出書」は東京運輸支局のホームページからダウンロードできます。

○申請・届出および報告先

東京運輸支局 輸送部門貨物担当（☎03-3458-9233）

《Gマークの申請について》

	東京都トラック協会 (新宿区四谷3-1-8 トラック総合会館)	東ト協 多摩支部 (国立市北3-27-11 三多摩自動車会館内)
申請受付	○ 7月 1日(水) から 7月14日(火) までの間 (土・日曜日を除く) 午前9時から午後5時までの間 ※ 予約は不要です。	○ 7月2日(木)、3日(金)、 7日(火)、8日(水)の4日間 午前9時から午後5時までの間 ※ 申請を希望される方は、 <u>多摩支部へ電話</u> (☎042-524-3469)でお申し込みください。

申請日の後半は大変混雑いたしますので、日程に余裕を持って申請いただきますようご協力をお願いします。

○問い合わせ先

(一社)東京都トラック協会 適正化事業部 (☎03-3359-4138)